

浅 田 区 民 会 館 規 約

付 浅田区民会館運営規則

日 進 市 浅 田 町 区 民 会 館

浅田区民会館規約

趣旨

第1条 この規約は浅田区民会館（以下会館と言う）の組織運営管理に付いて必要な事項を定める。

設置

第2条 会館は区民の福利増進を図る為、次の各号の行事を行うことを目的とし、事務所を浅田区茶園38番地会館内に置く。

事業

第3条 前条の目的を達成する為、次の各号の事業を行う。

- (1) 区民の便宜を図る為、区政の業務を行う。
- (2) 3階各室を賃貸とし貸与をする、
- (3) 講演会、講習会、又は研修会の開催及び、会場の貸与を行う。
- (4) 日用品その他に店舗の貸与をする。
- (5) その他、目的達成に必要な事業を行う。

運営

第4条 会館は、運営委員会によって運営する。

運営委員会は、区議員全員を持って構成し、必要により小委員会を置く。

- 2、小委員会とは区4役及び事務長を持って構成する。

職員

第5条 会館に館長（区長）、副館長（会計）、事務長、及びその他の職員を置く。

職員の任免

第6条 館長は、浅田区長の職に有る者を持ってこれにあてる。副館長、事務長及びその他の職員は、運営委員会の同意を得て、館長が任免する。

館長の任務

第7条 館長は、会館の全ての業務を統括し、その責に任ずる。副館長は、館長を補佐し館長事有る時は、その業務を代行する。

- 2、館長は会館業務と管理の大半を事務長に委嘱する。

会計

第8条 会館の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

会計は、事務長が兼任する。

監査

第9条 会館の監査は、区会計に含めて同時に行う。

利用許可

第10条 会館（附属設備等を含む、以下同じ）を利用しようとする者は、予め館長の許可を得なければ成らない。

館長は会館の管理上必要がある時は、前項の許可に条件を附する事が出来る。

利用の不許可

第11条 館長は、次の各号のいずれかに、該当する場合は、会館の利用を許可しない事ができる。

- (1) 会館の管理上支障があるとき。
- (2) 会館を利用させる事が適当でないと認められる時。

利用権の譲渡等の禁止

第12条 第10条の規定により許可を受けたもの（以下利用者という）は許可を受けた目的以外に使用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

利用者の義務

第13条 利用者は会館の利用に際し、この規約及びこれに基く規定並びに、第10条2項の規定により許可に附された条件、及び館長の指示に従わなければならない。

利用許可の取り消し等

第14条 館長は利用者が前条の規定に反した時、又は次の各号のいずれかに該当する場合は、会館の利用許可を取り消し利用の停止を命ずることが出来る。

(1) 詐為その他不正の行為により、会館の利用許可を受けた事が判明した時。

(2) 前号に掲げる場合の他、館長が特に必要と認める時。

以上前項の規定の適用によって利用者が受けた損害に付いては利用者がすべての責を負うものとする。

特別設備

第15条 利用者は会館に、特別の設備をしようとする時は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

原状回復の義務

第16条 利用者は会館の利用を終了した時は、直ちに使用場所を原状回復しなければならない。

2 第11条の規定により許可を取り消された時も、又同様とする。

損害の賠償

第17条 利用者は建物又は付属設備等を破損、滅失した時は、その損害を賠償しなければならない。

2 賠償の額、その他賠償の条件は、運営委員会に於いて決定する。

規定の制定、改廃

第18条 この規約の規定、改廃は、運営委員会の議決による。

委任

第19条 会館の使用料金、その他規約の施行に関し必要な事項は規則で定める。

施行年月日

この規約は、昭和49年1月8日より施行

平成17年11月28日再見直し

趣旨

第1条 この規約は浅田区民会館（以下会館と言う）の運営管理は浅田区民会館規約のほか、この規則の定めるところによる。

利用時間

第2条 会館の利用時間は、午前 9 時から午後 5 時まで、但し正午から午後 1 時までは休憩とする。

- 2、館長が特に必要があると認めるときは臨時に前項の利用時間を変更する事が出来る。

利用期間

第3条 1 階並び 2 階の各室の利用は時間貸与とし長期貸与及び定期貸与はしない

- 2、3階に於いてはその限りにあらず。

利用申し込み

第4条 会館を利用するものは予め連絡し予約をとるものとする。

利用料

第5条 会館を利用しようとするものは別紙により規定料金を支払うものとする。尚 季節料金（冷、暖）は有料、無料利用に関わらず徴収します。

利用変更及び取り消し

第6条 会館の利用承認をうけたものが変更または取り消しをしようとする時は速やかに届け出るものとする。

利用料の減免

第7条 区内の公共的団体が公益又は公共目的の為に使用する時、若しくは特別の理由が在る場合は利用料の減額又は免除する事が出来る。

利用に関する遵守事項

第8条 会館利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない、

- (1) 利用者は利用上の秩序を保持する為責任者を置くものとする。
- (2) 許可を受けないで会館の敷地内に於いて物品販売又は広告等を掲示又は配布しない事、
- (3) 各室には所定の収容人員を越えて入場させない事、
- (4) 許可を受けないで他の部屋、設備等を使用しない事、
- (5) みだりに火気を使い、又は危険を引き起こす行為をしない事、
- (6) 建物その他の工作物を汚損、棄損する恐れのある行為をしない事、
- (7) 所定の場所以外で飲食又は喫煙しない事、
- (8) 騒音を発し、又暴力を用いるなど他に迷惑と成る行為を禁じます。
- (9) その他管理上必要な指示に反する行為を禁止します。
- (10) 宗教活動、行事（葬儀、法事、集會合）の禁止

- 2、各前号の規則に違反した場合はその行為の中止を指示しこれに従わない時は直ちに退館を命ずる。

館長の指示

第9条 館長は会館の秩序の保持及び施設の管理上必要と認めた時は利用者

対し指示する事ができる。

- 2、利用者は利用を開始する時および終了した時はその旨を係員に告げ設備の点検を受ける事

休館日、

第10条 会館の休館日は水曜日、日祝日 及び盆休館 8月13日～15日まで
年末年始休館 12月29日～1月4日までとする。尚日曜日により休館
日が前後する事が有る

- 2、館長が特に必要と認める時は休館日を変更する事が出来る。

規則の改定改廃

第11条 この規則の改定改廃は、運営委員会の議決による。

追加規則

特別設備（3階賃貸室）

第12条 3階を分離貸し出しする、

賃貸の条件

第12条の1

- (1) 利用は原則賃貸とする。出入りは外（螺旋）階段を利用する。
- (2) 使用電気料金は冷、暖房費のみとし1kw 当り 30円を月始めに徴収、但し電気料金（中電）の見直しがされた場合はそれに準ずる。
- (3) 車の駐車は1室1台は無料2台目から1台、月7,000円とする
- (4) 一般照明は原則無料、但し省エネに勤める、尚消費電力の高い1kw 以上の物(電熱器、電気ストーブ)等は申し出により其の都度相談に応じる。
- (5) 水道料は飲料用、掃除用、等に使用は原則無料とする。
- (6) ガス器具の使用は禁止。
- (7) 便所は3階の物を使用し共用部分(便所、階段、廊下)に付いては借主同士が共同で清潔に使用すること。
- (8) 出入り口及び各室施錠（鍵は貸与）並びに火元、消灯等借主が責任を持って管理する。
- (9) 郵便物、宅配便等は各借主が責任を持って受け取る事（郵便受け等設ける）
- (10) 3階利用者は緊急時以外階下への立ち入りを禁ずる。
- (11) 上記以外の事案が発生した時は当事者同士話し合いの上解決を図る。

施行期日

この規則は昭和49年1月8日から施行する。

改訂及び追加 平成19年4月1日（網掛け部分）

改訂 平成20年4月1日